

DGS SHAPE株式会社  
貸借対照表  
2024年12月31日現在

単位：円

科目名	金額	科目名	金額
<b>資産の部</b>		<b>負債の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>2,611,398,224</b>	<b>流動負債</b>	<b>830,170,144</b>
現金及び預金	983,842,529	買掛金	232,075,106
売掛金	838,516,000	未払費用	95,219,669
たな卸資産	661,478,482	前受金	68,337,817
前渡金	1,059,230	前受収益	145,950,448
前払費用	80,026,551	為替予約	13,335,582
未収収益	2,178,000	製品保証引当金	2,089,904
未収入金	36,026,759	未払金	102,043,836
未収消費税等	409,042	未払法人税等	170,942,800
立替金	7,858,110	預り金	159,989
仮払金	3,521	仮受金	14,993
<b>固定資産</b>	<b>488,245,315</b>	<b>固定負債</b>	<b>166,092,724</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>55,467,824</b>	長期前受収益	166,092,724
建物附属設備	559,500	<b>負債合計</b>	<b>996,262,868</b>
減価償却累計額	△ 233,591	<b>純資産の部</b>	
工具、器具及び備品	154,200,484	<b>株主資本</b>	
減価償却累計額	△ 99,058,569	資本金	160,000,000
<b>無形固定資産</b>	<b>12,856,501</b>	資本剰余金	150,000,000
ソフトウェア	12,856,501	資本準備金	150,000,000
<b>投資その他の資産</b>	<b>419,920,990</b>	利益剰余金	1,793,380,671
関係会社株式	162,993,600	その他利益剰余金	
長期前払費用	156,841,206	繰越利益剰余金	1,793,380,671
繰延税金資産	100,086,184	<b>純資産合計</b>	<b>2,103,380,671</b>
<b>資産合計</b>	<b>3,099,643,539</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>3,099,643,539</b>

## 個別注記表

(重要な会計方針に係る事項)

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品、製品、仕掛品 … 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品 … 最終仕入原価法

#### (2) デリバティブの評価基準及び評価方法

為替予約 … 時価法

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

定率法（ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法）を採用しております。

#### (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

### 3. 引当金の計上基準

製品保証引当金 … 製品販売後に発生する製品保証費用に備えるため、過去の実績に基づく見込額を計上しております。

### 4. 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、顧客との契約について、以下の5ステップアプローチを適用することにより、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に権利を得ると見込む対価の額で収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：履行義務を充足した時点（又は充足するにつれて）収益を認識する

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下の通りであります。

当社では、主に商品及び製品を顧客に供給することを履行義務としており、顧客に商品及び製品を納入時点において支配が顧客に移転して履行義務が充足されると判断しております。なお、日本国内の契約販売店との契約により、契約販売店指定の場所での引渡にあたり動作確認等の納入作業が必要なため出荷から引渡等まで時間を要する取引については、引渡等が行われた時点を顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断しております。

なお、商品及び製品の国内販売において、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常である場合には、「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日。以下「収益認識適用指針」という。）第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時に収益を認識しております。

また、保守サービスにおいては、契約期間にわたり履行義務が充足されると判断し、当該契約期間にわたり収益を認識しております。

取引の対価は、履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

また、収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引き、リベート及び返品などを控除した金額で測定しております。

### 5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理していません。

### 6. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(当期純損益金額)

当期純利益 684,030,470円